



～ 地域の皆さまの、良き相談相手でありたい

目次

- I 小規模企業共済制度の改正について（個人事業主に関連する加入対象者範囲の拡大）
- II 中小企業退職金共済制度の見直しについて（法人の代表者家族に関連する加入対象者範囲の拡大）
- III ご存知ですか【其の1】 ～ 相続税の節税対策について
- IV ご存知ですか【其の2】 ～ 成年後見制度について

I 小規模企業共済制度の改正について

小規模企業共済制度といえば、「経営者の退職金」として既に参加されている経営者の方も多いと存じます。

平成22年4月に税法でメリットある同制度の加入対象者の範囲を広げる改正法が成立しました。

今回は制度の基本的な概要、加入対象者の範囲拡大を中心とした改正法の内容についてとりあげます。

1 制度の概要

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や、法人の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立てた掛金に応じた共済金を受け取ることができる共済制度です。制度の運営は「小規模企業共済法」に基づき「独立行政法人 中小企業基盤整備機構」が行っています。

小規模企業における経営者のリタイア後の生活資金確保が目的です。

2 改正点

加入対象者に個人事業主だけでなく、個人事業の経営に携わる配偶者と子が加入可能となりました。

3 加入要件、掛金、共済金等（改正後）

○加入できる方

【規模要件】

小規模企業が対象です（業種により異なる）。

【対象者要件】

個人事業主本人及びその家族（改正点）

法人の役員

（株式会社・有限会社等の取締役・監査役）

○掛金

1人当たり、1千円から7万円の範囲内で、自由に設定できます。

○共済金額

毎月の掛金、加入期間によって異なりますが、仮に毎月の掛金が1万円であった場合は次のようになります。

単位：万円

加入期間	掛金	共済金		
		A	B	準
20年	240	278	265	241
30年	360	434	421	383

・共済金A

個人事業主の事業廃止、法人の解散を理由とする共済金の請求する場合等

・共済金B

15年以上掛金を払い込み、かつ満65歳以上の方が仕事を続けたまま共済金を請求する場合等

・準共済金

法人の役員が任期満了で退任したことで共済金を請求する場合等

同じ金額をかけても、長く加入する方が共済金が多くなるとされています。

例えば、720万円を10年の加入期間で支払った場合の共済金Aは774万円ですが、20年の加入期間で支払った場合は、835万円となります。

4 税務上のメリット

掛金は、個人事業主・役員本人で負担となり（法人の役員の場合、法人の経費ではありません）、個人の所得税を計算する上で、全額所得控除の対象となります。

また受取金額についてもリタイヤ後の生活資金確保が目的の為、税務上の配慮がなされています。

- ・一括受取り
「退職所得」扱い
(例えば、勤続年数が20年であった場合は、800万円までの共済金については無税となります)
- ・分割受取り（60歳以上）
「公的年金等の雑所得」扱い

その他のメリットとして、一定の要件のもとに事業資金および事業関連資金として、掛金残高の70～90%の範囲内で貸付けを行う「一般貸付」制度があります。

5 施行時期

平成23年4月までに施行されることとされていますが、施行日や制度の細かな内容につきましては、今後、政令や経済産業省令等によって定められるとされています。

改正につきましては、加入対象者の拡大のみ取り上げています。また、加入要件や共済金の金額は当事務所報発行時の情報にもとづく記載となっています（以下、Ⅱの見直しについても同）。



Ⅱ 中小企業退職金共済制度の見直しについて

中小企業退職金共済制度（以下、中退共）は、見直しベースで加入対象範囲の拡大について検討されています。

1 制度の概要

中小企業が掛金を積み立てることにより、従業員の退職原資を形成する為の制度です。退職金は従業員の請求に基づき、中退共から企業を通さずに直接支払われます。

小規模企業における従業員のリタイヤ後の生活資金確保が目的です。

2 小規模企業共済制度との違い

共にリタイヤ後の生活資金確保が目的ですが、掛金と共済金には以下のような違いがあります。

		小規模企業共済	中退共
掛金	負担者	経営者個人	企業 (法人・個人事業主)
	税務	所得控除	法人：損金 個人：必要経費
共済金	受取人	経営者	従業員 (直接受給)
	税務	一括受取り：退職所得 分割受取り：公的年金等の雑所得	

3 見直し点

加入対象者に経営者の配偶者と子（従業員）である予定です。

4 加入要件、掛金、共済金等（現行法）

○加入できる方

【企業規模要件】

中小企業者が対象です（業種により異なる）。

【対象者要件】

従業員

現行法では経営者の配偶者や子（一定の場合を除きます）は加入できませんが、この点が見直される予定です。

○掛金

1人当たり、5千円から3万円の範囲内で、自由に設定できます。

○共済金額

毎月の掛金、加入期間によって異なりますが、仮に毎月の掛金が1万円で加入年数が20年あった場合（掛金240万円）では、約266万円の共済金を受け取ることができます。

5 税務上のメリット

小規模企業共済制度との違いで前掲してありますが、支払う掛金は全額が損金（法人の場合、個人は必要経費）となります。

6 施行時期

改正作業は終わっておらず、法案の成立・公布・施行時期も未定です。

ただし、この見直しは前述の小規模企業共済と足並みを揃えているものであり、現時点では、平成22年度中に施行されるのではという見方があります。

Ⅲ ご存知ですか【其の1】 ～ 相続税の節税対策

【相続税の節税対策について】

先日、知人の会社社長Aさんから、空き地に賃貸マンションを全額銀行借入金で建設した場合、相続税の節税になるのでしょうか？と質問されました。

「節税になるかどうか個別に検討しなければ分かりません」と回答いたしました。

この方法は、バブル期までは節税対策の一つとしてよく用いられてきましたが、現在は不動産賃貸経営の見通し、銀行借入金の返済状況と利率の推移、等々総合的に判断しないと節税策かどうか判断ができません。

この件に限定すると、現在の財産は「土地」だけですが、今後は財産として「土地」「建物」「賃貸料収入による蓄財」、債務として「銀行借入金残高」となりますが、Aさんが亡くなった時（相続開始時）での財産・債務の状況がどのようになっているか将来のことなので難しいものがあります。

マンション建設から相続開始までの間には、財産・債務について次のような効果があります。

財産債務	効果
土地	空き地（宅地）は賃貸マンションを建設し借家人が入居したことにより減額となり、少々節税効果があります。
建物	実際の建築価格より評価額（固定資産評価額）が年々下がります。
賃貸料収入による蓄財	賃貸経営年数に応じ毎年収入もありませんが、その蓄財方法は人それぞれ異なりますので、ケースバイケースとなります。
債務	銀行借入金は計画通り返済すれば、年々減少していくものです。

特に不動産賃貸経営が問題であり、経営に失敗しないとも限りません。入居者の維持が一番大変ですが、入居者とのトラブル、家賃の滞納と退去時の原状復帰の責任回避、家賃の値上げ交渉、入居者同士のトラブルに巻き込まれ、いつまでも安定した収入を得られるとは限らず、入居者が半分もなく借入金のみが多額に残る可能性もゼロではありません。

相続人が苦慮しないように良く検討することが肝要です。

IV ご存知ですか【其の2】 ～ 成年後見制度について

【成年後見制度について】

もし自分が将来「痴呆症」になったら・・・
などと考えたことはありませんか。

人は年をとるにつれて判断能力が衰えていき、自分の持っている財産（不動産・預貯金等）管理や日常生活に必要な適切な判断・処理ができなくなっていくます。

このような時に、財産管理や医療契約、施設への入所等々の身上に関する事柄を自分に代わって後見人等が行う制度が「成年後見制度（平成12年新制度）」です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度とは、痴呆・知的障害・精神障害・意識障害等の障害により、判断能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、常に欠く状態（後見）にある人を保護・支援する制度であり、従来の「禁治産・準禁治産制度」に変えて改めてできた制度です。

任意後見制度とは、自分が判断能力を欠く前の健全な状態で、判断能力が低下した場合における後見の範囲や後見人をあらかじめ定めておくことができる制度です。この代わってしてもらうことを前もって依頼する契約が任意後見契約（公正証書）です。

手続きは、家庭裁判所に請求権者が請求して開始となります。

	法定後見	任意後見
請求権者	本人・親族・市町村長等	本人・親族・任意後見受任者
支援者	補助人・保佐人・成年後見人	任意後見人
監督者（※）	補助監督人・保佐監督人・成年後見監督人	任意後見監督人

（※）支援者の権利濫用で本人に被害や危険をもたらすおそれがあるために監督者が監督をします。



東北南部も6月14日に梅雨入り発表がありました。
平年より4日、昨年より10日遅い梅雨入りとなったそうです。

さて、梅雨明けはいつに？

東北地方では他の地方と異なり梅雨明けが発表されないことがあります。
昨年がその年であったのは記憶に新しいですね。
最近ですと平成5年、10年、15年の梅雨明け発表がなかったそうです。

極端な寒さと暑さで、春らしさがなかったといわれた平成22年…

今年の梅雨明けはいつになるのか？
それともあるのでしょうか？

